

# 兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第16号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 主要農作物種子生産条例に基づく奨励品種の原種の配布等に関する規則（農産園芸課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●主要農作物種子生産条例に基づく奨励品種の原種の配布等に関する規則（規則第34号）

主要農作物種子生産条例の制定に伴い、同条例に基づき県が行う奨励品種の原種及び原原種の生産並びに原種の配布に関して必要な事項を定めることとした。

## 規 則

主要農作物種子生産条例に基づく奨励品種の原種の配布等に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第34号

#### 主要農作物種子生産条例に基づく奨励品種の原種の配布等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、主要農作物種子生産条例（平成30年兵庫県条例第31号。以下「条例」という。）に基づき、奨励品種（条例第2条第1項に規定する奨励品種をいう。以下同じ。）について、県が行う原種及び原原種の生産並びに原種の配布（以下「原種の配布等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(原種等の生産)

第2条 条例第4条の規定による原種及び原原種の生産は、県立農林水産技術総合センターにおいて行う。

(対価)

第3条 条例第5条第1項の規定による原種の配布は、有償とする。

(配布申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により原種の配布を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、県立農林水産技術総合センター所長を経て知事に提出しなければならない。

- (1) 奨励品種の名称
- (2) 配布を受けようとする原種の数量
- (3) 原種を使用して種子を生産しようとするほ場の作付面積
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(配布決定通知等)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、原種の配布を行うか否かを決定し、その旨を当該申請者に通知する。この場合において、原種の配布を行うことを決定した者に対しては、その奨励品種の名称、数量及び代金を併せて通知するものとする。

2 前項後段の規定による通知（以下「配布決定通知」という。）を受けた者は、知事が別に定める日までに、原種を使用して種子を生産しようとするほ場の所在地を知事に申し出なければならない。

(代金不納の場合の取扱い)

第6条 知事は、配布決定通知を受けた者が、知事が指定する納付期限までに原種の代金を納めなかったときは、当該決定を取り消すことができる。

(代金)

第7条 原種の配布は、代金の納入があった後に行う。

2 原種の配布を受けた者が自己の都合又は次条の規定により配布を受けた原種の全部又は一部を返還した場合においても、原種の代金は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その代金の全部又は一部を返還することができる。

(目的外の使用禁止等)

第8条 知事は、原種の配布を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、配布した原種の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 原種を目的外に使用したとき。
- (2) 作付面積の変更により配布を受けた原種に残余が生じたとき。
- (3) 種子生産ほ場（条例第6条第1項に規定する種子生産ほ場をいう。）の経営管理が不相当と認めたとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、原種の配布等に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(主要農作物種子法施行条例の廃止に伴う規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 主要農作物の種子に係るほ場審査及び生産物審査に関する規則（昭和36年兵庫県規則第24号）
- (2) 主要農作物原種配布規則（昭和39年兵庫県規則第6号）